

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「世の中にはないものをつくり、世の中のためになるものをつくる」ことを創業の基本理念としております。お客様のさらなる強い信頼を獲得し企業力を向上させていくため株式公開を果たした後においても、この創業理念に変わりはありません。社会の変化に貢献できる顧客満足度の高い製品開発を継続し企業価値を高めていくこと、また、公開企業としての透明性を高め、経営の健全性を確保するための諸施策を積極的に取り入れ、株主、投資家の皆様から信頼される経営体制を確立し維持改善に努めていくことが、株主をはじめとするすべてのステークホルダーのご期待にこたえるものと認識しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	677,000	5.74
内山 秀	561,400	4.76
レーザーテック株式会社	518,292	4.40
内山 靖子	500,800	4.25
内山 洋	435,400	3.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	376,000	3.19
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライス ストック ファンド	362,000	3.07
竹田 和平	350,000	2.97
前田 せつ子	323,400	2.74
粟村 大吉	290,400	2.46

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

### 補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	6月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
梶川信宏	他の会社の出身者								○	
海老原稔	他の会社の出身者								○	
下山隆之	他の会社の出身者								○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
梶川信宏	○	——	半導体・FPD製造装置のビジネスに携わられた経験があり、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。
海老原稔	○	——	半導体・FPDをはじめとする様々な業界の計測及び分析装置のビジネスと経営に長く携わられた経験があり、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。
下山隆之	○	——	金融機関及び事業法人において長く財務及び経営全般に携わられており、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

4名

監査役の人数

3名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に会計監査人から監査計画書を受領し、意見交換会を定期的に実施、また年2回、中間期と期末の監査結果報告を受け、積極的に意見交換及び情報交換を行い、効率的な監査の実施をはかっております。

監査役は、内部監査部門が年間監査計画書を作成した段階で、それを受領し、年2回定期的に監査報告を受け、効率的な監査の実施をはかっております。また必要に応じて報告を求め、リスク等の発生を最小限に抑えるべく緊密な関係を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
水野 修	他の会社の出身者								○	
山田 博重	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
水野 修		——	半導体業界に永年携わられた知識と経験を有しており、広い視野からの客観的・中立的な監査をしていただくため。
山田 博重		——	法律専門家としての客観的な立場から監査の妥当性を確保していただくため。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

## その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

平成18年9月27日の定時株主総会決議に基づき、社内取締役に対する株式報酬型のストックオプションを導入しております。ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額は年額7千万円を上限としております。発行状況は次のとおりです。

- 1.新株予約権の発行日 平成19年3月26日
- 2.新株予約権の発行総数 225個
- 3.新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式22,500株
- 4.新株予約権の払込金額 1個当たり226,300円
- 5.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 株式1株当たり1円
- 6.新株予約権の行使期間 平成19年3月27日から平成39年3月26日

## 該当項目に関する補足説明

業績向上と株価上昇への意欲や士気を高め、株主との価値共有を進めることを目的として、社内取締役に対する株式報酬型のストックオプションとして導入したものであります。新株予約権の主な行使条件として、権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失した後5年間に限り行使できることにしております。

## 【取締役報酬関係】

## (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

取締役と監査役のそれぞれについて人数とその報酬総額、また、社外取締役と社外監査役のそれぞれについて人数とその報酬総額を開示しております。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、社長の諮問機関として社外取締役、常勤監査役及び社長により構成される報酬委員会を設置しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役との連絡は総務部が担当しております。社外監査役との連絡は監査役会事務局が担当しております。また、社外取締役及び社外監査役は、各種会議に出席し、重要情報は適時入手できる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、人員及び事業の規模、また実際の監査が十分機能していることに鑑み、監査役設置会社の制度を維持しております。また、企業の透明性、経営の健全性を高めるため、社外監査役に加えて社外取締役を選任することとしております。

取締役会は取締役7名(うち3名が社外取締役)で構成され、法令・定款で定められた事項のほか、事業計画の決定その他重要な業務に関する事項を決議し、取締役の職務執行を監督しております。取締役の任期は、各事業年度における取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため1年としております。取締役会は迅速な経営判断ができるように毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項などの報告・決定を行っております。

業務執行に係る重要案件については社長の諮問機関として経営会議を設置しており、月1回開催しております。このことにより、案件の決定の適正化を支援するとともに業務執行の意思統一をはかっております。経営会議規定により、監査役及び社外取締役の経営会議への出席権と意見陳述権を保障し、経営判断に対する監視・監督機能に漏れのない体制としております。

取締役の報酬については、決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、社長の諮問機関として社外取締役、常勤監査役及び社長により構成される報酬委員会を設置しております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議への出席、その他の会議への積極的な参加、取締役等からの職務執行状況の報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査、内部統制システムの監視及び検証等により厳正な監査を実施しております。

会計監査人は監査法人トーマツを選任しており、財務諸表の適正性と信頼性確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は監査役設置会社の制度をベースに、当社と利害関係がなく、かつ一般株主の代弁者となり得る独立した社外取締役を選任することにより取締役会の機能を高めることをコーポレート・ガバナンスの中核とする考えに基づいて、現状の体制を採用しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前に発送することにしております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期は6月末であり定時株主総会は9月に開催しております。定時株主総会の開催日が集中日ということはありません。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、8月と2月に東京にて定期的にアナリスト向け決算説明会を開催、毎回50名前後の出席者を得て、会社概要、決算内容、新製品等のトピックスについて、社長より説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	社長メッセージ、決算短信、IRスケジュール、株価情報、その他適時開示資料等を掲載し、またIRに関する一般株主様からのWebによるお問い合わせ欄を設けております	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員のほかに、企画IR室を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	レーザーテック企業行動指針において、株主、お客様、地域社会及び従業員等ステークホルダーに対する行動指針を明記しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関する決議をし、職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ業務の適正を確保するための体制の整備に取り組んでおります。その後、平成21年1月16日、平成22年2月22日に内部統制の現状をふまえ改定しております。

#### 内部統制システム構築の基本方針

##### I. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について以下の通り整備する。

###### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社の経営上の重要事項は、法令、定款及び取締役会規定に基づき、毎月開催する定期取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に付議される。

(2)取締役社長の諮問機関である経営会議については、経営会議規定により監査役及び社外取締役の出席権を保障し、議事に關し意見を述べることができるものとする。

(3)監査は、法定監査のほか、社長直属の監査室が内部監査規定に従い内部監査を実施し、是正が必要な事項については、社長が被監査部門の責任者に対して是正措置及びその結果報告の指示を行う。

(4)コンプライアンス全般の管理については、コンプライアンス管理規定に基づいて、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス管理に関する当社の基本方針を明確にするとともに、コンプライアンスに係わる問題に役員及び従業員が直面した場合の対応上の基本義務、業務遂行上の公正な行動や判断・評価の基準となるべき管理・行動基準、組織としてのコンプライアンス管理及び内部通報体制の制度化等を明確にし、適正な運用をはかる。

(5)財務報告の信頼性に影響を与える業務上の不備、不正を防止するため、経理その他財務報告に直接または間接的に関係する業務の統制体制の改善を継続する。

###### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務執行に係る意思決定及び報告に關しては、決議・執行事項の所管に応じ取締役会規定及び経営会議規定に基づき、取締役会議事録及び経営会議事録に記録し、法律及び規定に定める期間保存する。その他の業務決裁事項に關しては、決裁規定に基づき決裁書類を作成し、規定に定める期間保存する。

(2)業務に關わる文書の整理、保管、保存及び廃棄の取り扱いは、文書管理規定に従うものとし、文書はいつでも取締役および監査役の閲覧、会計監査人の監査等に供することができるよう整理しておくものとする。

(3)文書、電磁的記録及び情報システム等を情報資産として安全に保護する体制に關しては、情報セキュリティ管理規定に基づいて管理する。

###### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)事業遂行に伴う損失の危険については、事業の経営計画及び予算の策定において適正に評価し、損失の有無、程度等の判断については、毎月の取締役会及び経営会議において必要に応じ審議し対策を決定する。また、資金の運用等については、経理規定等に基づき適正な運用をはかるとともに、その運用実績については定期的に取締役会に報告する。

(2)天災、病疫その他不可抗力による会社資産の損失や人身に対する危険の発生等、危機状態への対応については、危機管理規定に基づいて、社長を本部長とした対策本部を直ちに設置し、損失の顕在化及び拡大防止をはかり、損失を最小限に止める体制をとる。

###### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会の意思決定・業務監督機能を充実させるため社外取締役を選任するとともに、業務執行取締役の職責を強化し、業務執行における意思決定過程の簡素化を図ることにより、経営環境の変化に機敏に対応し、業績の持続的向上を目指すものとする。

(2)業務の運営においては、組織規定及び職務分掌規定に基づき各部門の職務分掌を明確に定め、また、職務権限規定及び決裁規定に基づき職位者の業務遂行上の責任と権限を明確にすることにより、業務の確実かつ効率的な運営を行う。

###### 5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)関係会社の経営管理に關しては、関係会社管理規定に基づき管理統括者を置くものとし、各会社の管理業務は管理統括者が当社内関連部門の協力を得て遂行する。

(2)関係会社管理規定に定める各会社に關わる重要事項に關しては管理統括者が定期的に当社の取締役会に報告をするものとする。

###### 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に關する事項

(1)監査役より、補助すべき使用人の要請がある場合には、迅速に必要なスタッフを置くものとする。

(2)その場合、スタッフの任命、異動、評価等に關しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

###### 7. 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、あるいは役職員による違法や不正を発見した場合は、すみやかに監査役に報告するものとする。

(2)常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な決裁願その他業務に關する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役や使用人にその説明を求めるものとする。

(3)代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかるものとする。

##### II. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。

1. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもたないことを基本方針とし、すべての役員・従業員に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担など一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

2. 反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

(1)反社会的勢力の関係者から接触を受けた時はただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、何らかの要求を受けたときは毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対処する。

(2)企業防衛対策協議会への加盟を継続し、平素から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。

以上

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備しております。

1. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもたないことを基本方針とし、すべての役員・従業員に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担など一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

2. 反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

(1)反社会的勢力の関係者から接触を受けた時はただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、何らかの要求を受けたときは毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対処する。

(2)企業防衛対策協議会への加盟を継続し、平素から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

## コーポレートガバナンス体制図

